

就学支援金の申請前に必ずご確認ください！



お住まいの市町村への 税の申告は済んでいますか？



高等学校等就学支援金の手続きは、
ご提出いただくマイナンバーでお住まいの市町村から
住民税の情報を取得し、所得の確認を行います。

はい、申告済です！

いえ、まだです…

申請書類(申請書やマイナンバー
カードの写しなど)を学校に提出し、
あとは審査結果を待つだけ！

急いで住民税の
申告をしてください!!

令和7年(2025年)度に必要な税の情報



■ 新入生の4月申請

令和6年(2024年)度の課税情報(※1)で所得確認

※1 令和5年(2023年)1月から12月までの収入により決定された住民税の情報

■ 7月申請(継続申請を含む)

令和7年(2025年)度の課税情報(※2)で所得確認

※2 令和6年(2024年)1月から12月までの収入により決定された住民税の情報



以降、在学中は毎年7月に所得確認を行いますので、
必ずお住まいの市町村に住民税の申告をしてください。



無収入の方でも収入が0円であることをお住まいの市町村に
申告していないと、税の情報がマイナンバーで取得できません。



税の情報がマイナンバーで取得できない場合は、後日その旨を
文書でお知らせし、課税証明書その他証明書類のご提出を
求めることがあります。